

日本反核法律家協会 2011年総会決議



目次

I. 情勢.....	1
II. 活動報告.....	7
III. 活動方針.....	9
IV. 役員体制.....	11
V. 参考資料.....	12

日本反核法律家協会
東京都新宿区四谷 1-2
伊藤ビル 2F

連絡先：大久保賢一法律事務所

TEL：04-2998-2866

FAX：04-2998-2868

2011/11/13

I. 情勢

1. はじめに（問題意識）

2011年3月11日、東日本を襲った大地震と巨大津波は未曾有の被害をもたらし、福島第一原子力発電所での「過酷事故」を引き起こした。原発事故は、「広範で深刻な放射能被害」が発生し、「新たなヒバクシャ」を生み出すに至っている。

本年の総会は、この人類史上最悪ともいえる事故の事態収束の目途も未だ立っていない状況の中で開催される。この現実といかに向き合い、解決の道筋を見出すかが問われているのである。私たちは、もはや「3・11」の前に戻ることはできない。

昨年の総会は、「私たちは『核なき世界』に近づいたか」という問題提起に始まり、昨年5月のNPT再検討会議最終文書の到達点とその評価を踏まえ、核抑止論からの脱却が必要であることを確認した。その後の経過は、第3項で述べるとおりこの確認の正しさを裏付けた。その一方で「3・11」の事態は、NPT体制を支える原則のひとつである「核の平和利用」という考え方自体の見直しをも迫るものである。

私たちは、核兵器の非人道性についての認識をより深めて世界に広げ、共有化する課題に加え、人類が核エネルギーを制御不能のまま使用することの危険性を見極め、「3・11」後の世界とどう向き合うかという課題に直面している。私たちは何を指すべきなのか、どう指すべきなのかについての答えを見出すための検討を続けなければならない。

そのための第一歩として本総会は位置づけられる。当協会理事会は5月26日付「福島原発事故についての日本反核法律家協会の見解」で原発の廃止を求める方針を表明した。本年6月にはポーランド・シュチェチンで行われたIALANA総会において、この見解をベースに報告を行っている。IALANAは、私たちの提案を評価し、原発の廃止を求めることを、総会の意思として決議している。

私たちは、本総会において改めて①福島で何が起きているのかを再確認し、②昨年総会以後の国際社会と日本の動向を検討する中で、③何故「フクシマ」の事態が引き起こされたのかを検証する。そして、④今、国際社会と日本に芽生えつつある核兵器廃絶と原発に依存しない社会の構築に向けた変革の息吹を探り、⑤法律家としての私たちの課題は何かを考察しなくてはならない。

2. 福島（フクシマ）で何が起きたのか、何が起きているのか

3月11日、福島第一原子力発電所における「過酷事故」の発生直後から、東京電力

と日本政府の対応は杜撰を極めた。全電源喪失という事態を前に、緊急に炉内と格納容器内の圧力を下げ、失われた冷却機能に代わる注水作業が求められていたところ、東京電力は廃炉になることを恐れ、海水の注水を躊躇した。菅首相（当時）は、総理大臣権限で原子力事業者に対してベントや海水注入を命ずることができたにもかかわらず、それを行わず、「現地視察」なるもので対策本部を空け、初動対応に重大な支障をきたした。

その後の事故対応における情報公開の不十分さも深刻である。東京電力はデータを公表せず、経産大臣が原子炉規制法に基づき東電に対し命令を出したのが地震発生後1ヵ月半以上経った4月25日であり、東電が大臣命令に基づくデータを出したのは実に5月16日のことであった。東京電力と政府が一体となって情報隠匿を図ったとの疑いを拭い去ることはできない。

また、本来規制機関であるはずの原子力安全・保安院は、事故評価においても放射能汚染状況においても、作為的な過小評価を行い、発表してきた。原発を推進する立場の経産省内に規制機関がおかれては機能しないというかねてからの批判の正しさを、原子力安全・保安院は自ら証明したようなものである。

今、福島原発事故を原因として、生活と生産の場を失い、避難を余儀なくされている住民の数は、原発周辺自治体（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域）で約10万人といわれる。「原発難民」の発生である。また、原発の作業員や救助や支援に当たる関係公務員はもとより一般市民に放射線被害が発生し、これから一層顕在化する可能性も高い。「新たなヒバクシャ」の発生である。

これまで、政府は、常に残留放射線の内部被ばくによる影響を過小評価してきたが、放射能は、何十年という期間にわたって人々に放射線障害発症の恐怖と不安を与え続ける。とりわけ、放射線感受性の高い子供たちへの影響は、多くの人たちの不安材料となっている。この影響は、放射線による直接的被害だけでなく、親子関係の不安定化がもたらすストレスによる心身への悪影響も視野におかれるべきである。

加えて、大気、海洋、大地の放射線汚染も計り知れない。大規模な自然環境破壊が進行しており、これらの事態はいまだ終結していない。

原発事故は、空間的にも、時間的にも、社会的にも、自然災害や大規模事故などとは全く異質な事故であることを確認する必要がある。

3. 2010年総会以後の世界と日本

何故、このような原発事故が起きたのかを検証するために、昨年総会以後の世界と日本の動きをみておく。

(1) 3・11前

昨年の総会とともに行われた意見交換会でも報告のあった「新安保防衛懇」報告書

の内容に沿って、昨年 12 月 17 日菅内閣は、2011 年度以降の 10 年間の防衛力のあり方を示す「新防衛計画の大綱」を閣議決定した。この「新大綱」では、日米軍事同盟の一層の深化がはかられ、「現実に核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。」と述べ、米国の核戦略に追随し、核抑止に固執する姿勢をあらわにしている。

また、昨年 11 月に行なわれた N A T O のリスボン首脳会議で打ち出された「新戦略概念」も、初めて「核兵器のない世界」を目指すことに言及した一方で、「核兵器が存在する限り、N A T O は核同盟であり続ける。」と宣言した。核保有国と核依存国の政府は、依然核抑止の考え方に基づく政策の枠組みを崩そうとしない。

これに対し、核廃絶を求める人々の間では、核兵器の非人道性を軸に、核抑止論をのりこえる模索が始まっている。本年 2 月にカナダのサイモン財団と I A L A N A の共催で開かれた国際会議で採択されたバンクーバー宣言「核兵器のない世界を求める法の要請」は、この会議の参加者の様々な立場を内包しつつ、N P T 再検討会議の前進面を踏まえて、使用・威嚇のみならずその保有まで含めて「絶対的禁止が必要」であり、「国際人道法と両立しえない」とした。

日本国内でも、本年 2 月より日本原水協が新国際署名「核兵器全面禁止を」で、N P T 再検討会議の中で触れられた核兵器禁止条約の早期交渉開始を求める署名運動にとりくみ始めたほか、本年 6 月には日本被団協も総会決議で「核兵器全廃のための条約を結ぶ交渉・会議を、1 日も早く始めてください。」と訴え、核抑止論に打ち克とうとする流れも加速しつつある。

核抑止に立脚しながら核廃絶を口にすることの欺瞞性が、ますます明白になってきたのがこの間の特徴といえる。

(2) 3・11 後

このような情勢の中で、福島第一原子力発電所の事故は発生した。事故後、世界と日本はどのような反応を示したのか。

国際社会は発生直後から、福島原発事故の状況を注視してきた。事故後、ドイツは原発からの離脱の方向性を明確にする。本年 6 月 6 日、ドイツのメルケル政権は、2022 年までに国内にある 17 基の原発全てを廃止する方針を閣議決定し、7 月 8 日連邦議会もこれを承認した。原子力法改正法とともに、エネルギー供給構造を改革するための法案もあわせ成立し、ドイツは風力等の再生可能エネルギーへの転換を目指すこととなった。その後ドイツの電機大手シーメンス社は、原発事業からの完全撤退を表明している。

イタリアでは、6月14日開票の原発再開の是非を問う国民投票において、原発凍結賛成票が94%を超え、政府も原発の新設や再稼働を断念する意向を表明した。スイス議会も、9月29日、国内の原発5基の稼働を2034年までに段階的に停止し、更新を禁止する政府方針を承認した。

これら欧州の動きの背後に、原発依存からの脱却を求める広範な市民の声があったことはいうまでもない。自然エネルギー・再生エネルギーへの転換を求める動きは、現実的かつ具体的なものになりつつある。

翻って日本ではどうであったか。菅首相は事故後、中部電力に対して浜岡原発の停止を「要請」し、5月中部電力はこれを受け入れた。菅首相は、「エネルギー基本計画を白紙から見直す」としながら、6月の記者会見では、他の停止中の原発について「安全が確認されたものは再稼働」と述べるなど、原発からの撤退を決断できないのみならず、他国への原発輸出政策を推進した。そして、4月国会で行われた原発輸出を資金面で後押しする国際協力銀行法案の審議の席で、「原発輸出制度は担保しておく」と答弁した当時の財務大臣が、9月に菅直人氏にかわって首相の座についた野田佳彦氏であった。

この間、日本政府と電力事業者との深い癒着構造も明るみに出た。九州電力・玄海原発再稼働に向けた国主催の説明会における「やらせ」メール問題に端を発し、経産省が行った電力会社に対する調査の結果、原子力安全・保安院自身が「やらせ」を指示していたことが明らかになった。

一方、原発事故を契機に、原発依存からの脱却を求める市民・国民の声は、かつてない高まりと広がりを見せるに至った。9月19日に東京で行われた「さよなら原発」集会・デモは、そのひとつの結節点となり、実に6万もの人々が集結した。原発の危険性に気付いた人々が声を挙げ、行動に立ち上がりつつある。

4. 何故原発事故は起きたのか

事故の直接的原因は、東日本を襲った巨大な地震と津波による電源喪失であった。政府も東京電力も、重大事故の発生を予見し懸念する声には耳を貸さず、事故発生への対処は何ら準備してこなかった。原発を危険な存在として位置づけず、安全なものとしてきたのである。この「安全神話」が、重大事故への備えを怠り、事故直後の対処の不適切さをもたらした。これが、今回の事故は決して「異常な天災地変」（原子力損害賠償法3条但書）ではなく、「人災」とされる理由である。そして私たちも、その危険性を十分には自覚せず、政府の原発政策に対抗してこなかった不明を恥じなければならない。

これほどの事態を前にして、日本政府が世界の流れに逆行して依然原発からの撤退へと舵をきるができないのは、国策としての「核4政策」、すなわち i) 核兵器の不拡散・核軍縮から核廃絶へ、ii) 非核三原則の遵守、iii) 米国の「核の傘」への依

存、iv) 原子力の「平和利用」、に決別できないからにはかならない。これが「核廃絶」をいながら、核抑止の立場を崩さず「核に依存」する根本的矛盾をはらむものであることはいうまでもない。この背景に、核兵器に依存しようとする「力の支配」志向と、利潤追求を至上命題とする電力資本との癒着構造があることは、この間の経過をみるだけでも容易に推認できるであろう。「3・11」前からの姿勢が貫徹されているのである。

原発事故は、間違いなく、非人道的で不公平で不正義な被害をもたらしている。法の根本には、人道と公平と正義がある。原発事故がこれらの価値を侵害しているのだから、被害者に「諦念」を強制するのではなく、原発の「法的地位」を剥奪すべきであろう。

5. 私たちの課題

他方、「原子力の平和利用」は、NPTにおいて、加盟各国の「奪いえない権利」とされている（4条）。そして、「原子力の安全に関する条約」も、「原子力の利用が安全であり、十分に規制されており及び環境上適正であることが国際社会にとって重要であることを認識し」（前文）として、原子力利用の安全性確保が可能であることを前提としているのである。原発は、核兵器と異なり、その保有や利用は「奪いえない権利」とされ、現実に拡散しているのである。

「このことは、『原子力の平和利用』を容認する現在の国際法および国内法規範の根本的転換の必要性を意味している。その転換の道程は決して平坦なものではないであろう。しかしながら、こうした法意識に裏打ちされた使命感を持って、あるべき法秩序を作り出していくことが、現在を生きる法律家の役割と責任であると考え。」との見解を、私たちは5月26日開催された理事会で決定し表明した。

NPT体制の枠組みは、非核保有国に「核の平和利用」を認めることで、核不拡散を実現し、核保有国の地位を温存するという根本的矛盾を内包する一方、核保有国を含めて世界が核廃絶に向かうための現実的な交渉舞台としての一役を担ってきたことも否定できない。2010年のNPT再検討会議の最終文書は、「核兵器のない世界」の実現に期限をもうけられなかった等の限界をもちながらも、核兵器の非人道性を認識し、核廃絶における市民社会の役割にも言及するという積極面を示した。

核兵器は、「人道と正義」と相容れないことを理由として「無法者」とされようとしている。核兵器の廃絶を求めることと、原発の廃止を求めることは、人間が、何を価値とし何を規範とするかという意味で、通底している。私たちが「力の支配」や「利潤追求を至上命題とする論理」に対置すべき価値と論理のひとつに、例えばウィーラマントリー国際反核法律家協会会長が本年3月14日の世界の環境大臣に宛てた公開書

簡で言及している「新しい世代の権利」、将来世代の生存条件に対する私たちの責任を
挙げることもできよう。

当協会会員の多くが代理人となっ取りくまれた原爆症認定集団訴訟の教訓と蓄積
も活用されなくてはならない。今回の原発事故によって生み出された「新たなヒバク
シャ」への支援のためには、内部被ばくの影響を常に過小評価してきた政府に対峙す
る知恵と力が不可欠になると予想されるからである。

私たちは今、核兵器であれ原発であれ、核によってもたらされる恐怖から自由にな
りたいと願う市民の声に依拠し、その市民の行動を支える新しい法規範の創造という
課題にこたえなくてはならない。

II. 活動報告

1. バンクーバー会議への参加

2011年2月10日、11日にカナダのバンクーバーでサイモン財団と IALANA が共催する国際会議が開催された。日本反核法律家協会を代表して山田理事が参加し、報告書を提出した。会議では、核兵器と国際人道法が共存できないという趣旨の「バンクーバー宣言」が採択された。

2. 福島原発事故への対応

2011年3月11日、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故が発生した。核兵器廃絶運動に取り組んできた日本反核法律家協会が今回の事故をどう見るか注目される中、3月17日、会長と事務局長の名前で緊急声明「原発『安全神話』の崩壊と新たなヒバクシャの発生に対する日本反核法律家協会の見解」を発表し、日本政府、各国大使館、各政党、マスコミ各社に送付した。事故直後、諸外国の関係者からも情報提供が求められ、この声明の英訳が IALANA ホームページで公開された。

5月26日の理事会では原発の新增設の反対や被害者の救済に協会として取り組む旨の「福島原発問題についての日本反核法律家協会の見解」を採択した。この見解の英訳を後述する IALANA 総会に提出し、各国代表から歓迎された。

3. IALANA シュチェチン総会

2011年6月17日から6月19日までポーランドのシュチェチンで開催された国際反核法律家協会 (IALANA) の総会に佐々木会長を団長として通訳も含め8名の代表団が出席した。総会では各参加者がそれぞれ依頼を受けたセッションで報告した。また、日本のメンバーによる核廃絶・脱原発の呼びかけが全面的に支持され、原発の全廃をめざす「シュチェチン宣言」が採択された。

4. 理事会の開催

下記のとおり、理事会が開催された。

開催日	参加者	主な議題
12月17日	9名	機関紙の発行、年間日程の調整
2月3日	9名	リーフレットの改訂、ブックレット発行提案
3月16日	0名	東日本大震災による影響のため中止
4月19日	9名	原発事故への対応、IALANA 総会での報告者の決定
5月26日	13名	福島原発問題についての理事会見解採択、IALANA 総会準備
7月1日	10名	IALANA 総会の報告
7月29日	11名	ドイツ IALANA との連携、IALANA 理事の選出
9月5日	9名	リーフレットの作成、山田理事を IALANA 理事に任命
10月17日	6名	総会・意見交換会準備

メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた理事会通信を配

信した。

5. 核フォーラムの開催

下記のとおり核フォーラムが開催された。

開催日	報告者	テーマ
12月9日 (2010年)	Tomislav Chagall	ドイツ IALANA が取り組んでいるドイツ国内に配備された米軍の核兵器の撤去を求める訴訟について
1月27日 (2011年)	山田寿則	モクスレー、バロース、グラノフ共同論文「核兵器および国際人道法の遵守ならびに核不拡散条約」について
2月24日	城秀孝	米韓演習と抑止力
3月24日	山田寿則	2月にカナダで開催されたバンクーバー会議とその宣言
4月28日	森川泰宏	ウィーラマントリー元 ICJ 判事・現 IALANA 会長による公開書簡について
5月19日	各発言・報告 予定者	6月 IALANA 総会（ポーランド）における日本代表団の発言・報告について
7月21日	小倉康久	NATO の新戦略概念について、拡大核抑止の関係から
9月8日	秋元理匡	福島第一原発事故で求められる法律家の視点
10月13日	山田寿則	核不拡散条約における原子力の平和利用の「奪い得ない権利」について

6. 福島原発災害連続講座の開催

自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本民主法律家協会と合同で各界の専門家を講師として招き、「原発災害連続講座」を開催した。

7. スカイプの導入

遠方の会員が東京での理事会や核フォーラムに参加できるようスカイプを導入した。これまで広島佐々木会長、大阪中西理事、宮崎成見副会長、ドイツ IALANA のトームス・シャガール理事などがスカイプを通じて会議に参加した。

8. リーフレットの作成

会員拡大を図るため、協会案内のリーフレットを新しく作成した。

9. 原爆症認定集団訴訟記録集の刊行

多くの会員が原爆症認定集団訴訟記録集の執筆・編集に携わり、2011年8月6日に同記録集を発刊した。

Ⅲ. 活動方針

A 目標

1. 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、何十年にもわたって苦しんでいる被爆者の切実な願いであり、当協会はこの願いを実現させるために設立された。よって、核兵器の廃絶は当協会の最優先課題であることを再確認する。

2. ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点であることは間違いない。被爆者がご高齢となっていることの危機感を認識し、引き続き被爆者援護に取り組むとともに、今回福島原発の被曝者も救済の対象に加える。

3. 原発に依存しない社会の構築

3・11 フクシマの事故を受けて、核兵器のみならず核エネルギーそのものの危険性を改めて認識することになり、原発に依存しない社会の構築も協会の目標に加える。

B 行動計画

1. ドイツ IALANA との連携

2011年6月、ポーランドのシュチェチンで開催された IALANA 総会では、脱原発を目指す日本からの提案が大いに歓迎された。長年にわたって脱原発を進めてきたドイツの経験が日本で脱原発を目指す上でも参考になるだろうということで、ドイツと日本の間で経験交流の機会を設けることが提案された。来期はこの計画の準備に取り組む。

2. IALANA との連携の強化

前回の IALANA 総会では、日本代表団の発言や報告書が大いに歓迎された。また、IALANA 役員には浦田現副会長に加え、日本からもう1名理事を選出したいとの要望があり、後日理事会の推薦を受けて山田理事が IALANA 理事に就任した。その背景には、従来にも増して日本への期待が高まっていることがうかがえる。今後は2名の役員を通じて盛んに日本から情報発信をするとともに、IALANA との連携を強化し、世界規模の核廃絶運動に積極的に取り組む。

3. 会員の拡大

会員数は年々減少傾向にある。新しく作成されたリーフレットなどを活用して、各地で新規会員の獲得につとめる。

4. 機関紙「反核法律家」の充実

今年は「反核法律家」を3回発行した。年4回を目指していたので、来年は4回発行できるように情報収集、事務処理能力の向上につとめる。会員の皆様には執筆にご協力いただきたい。

5. ホームページの充実

ホームページの定期更新ができるように、体制を整える。

6. 「核フォーラム」の充実

活動報告記載のとおり、毎月レベルの高い報告・議論がなされている。今後は参加者を増やし、実りある会にしていきたい。遠方からスカイプでの参加も歓迎する。

7. メーリングリストの活用

会員の皆様のご協力を得て、参加者 112 人（2011 年 10 月 17 日現在）にまで拡大した。そこでは、会員同士の情報提供や意見交換が活発に行われている。今後もメーリングリストを積極的に活用するとともに、参加者数の拡大を図る¹。

¹ メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えてください。

FAX : 04-2998-2868 E-mail : yae_kuma@yahoo.co.jp

IV. 役員体制

役職	氏名	所在	職業	備考
会長	佐々木 猛也	広島	弁護士	
副会長	坂井 尚美	大阪	弁護士	
副会長	高崎 暢	北海道	弁護士	
副会長	高橋 崇雄	東京	弁護士	
副会長	中村 尚達	長崎	弁護士	
副会長	成見 幸子	宮崎	弁護士	
事務局長	大久保 賢一	埼玉	弁護士	
理事	秋元 理匡	千葉	弁護士	
理事	梓沢 和幸	東京	弁護士	
理事	池田 真規	東京	弁護士	
理事	井上 正信	広島	弁護士	
理事	梅田 章二	大阪	弁護士	
理事	浦田 賢治	東京	学者	IALANA副会長
理事	岡田 啓資	東京	弁護士	
理事	金子 勝	東京	学者	
理事	君島 東彦	京都	学者	
理事	笹本 潤	東京	弁護士	
理事	椎名 麻紗枝	東京	弁護士	
理事	高見澤 昭治	東京	弁護士	
理事	田部 知江子	東京	弁護士	
理事	徳岡 宏一郎	兵庫	弁護士	
理事	鳥生 忠佑	東京	弁護士	
理事	内藤 雅義	東京	弁護士	
理事	中川 重徳	東京	弁護士	
理事	中西 裕人	大阪	弁護士	
理事	西山 明行	千葉	弁護士	
理事	根本 孔衛	神奈川	弁護士	
理事	藤原 精吾	兵庫	弁護士	
理事	村山 志穂	埼玉	弁護士	新任
理事	森 孝博	東京	弁護士	新任
理事	安原 幸彦	東京	弁護士	
理事	山田 寿則	東京	学者	IALANA理事
監事	小田 成光	東京	弁護士	
監事	工藤 勇治	東京	弁護士	
会計	井上 八香	埼玉	事務員	
機関誌	中山 康子	東京		

V. 参考資料

福島原発問題についての日本反核法律家協会の見解

2011年5月26日

日本反核法律家協会理事会

日本反核法律家協会は、2011年5月26日開催された理事会で、下記のとおり、標題の見解を決定しました。

記

福島で何が起きているのか

2011年3月11日の東日本巨大地震に続いて、福島第1原子力発電所事故が発生した。それは、チェルノブイリ事故（1986年）に並ぶ国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）レベル7の「重大な事故」である。放射性物質が環境に大量に放出され、現在も終結していない。広範で深刻な放射能汚染が進行している。

事故現場から半径20キロメートルの地域は「警戒区域」として住民の立ち入りは禁止され、生活と生産の場を既に奪われている。それ以遠の「計画的避難区域」あるいは「緊急時避難準備区域」とされた地域の人々も生活と生産の場を奪われようとしている。これらの地域の人口は約14万人である。もちろん、これらの地域以外の人々も、有形無形の被害を受けていることを忘れてはならない。

放射線の低線量被ばく（内部被ばくを含む）が、現場労働者をはじめ、関係公務員や地域住民の健康に及ぼす影響も計り知れない状況にある。新たなヒバクシャの発生である。

更に、大気も海洋も河川も地下水も土壌も放射能で汚染され、その影響被害は海外にも及んでいる。

「原子力の平和利用」がもたらした、人類史上最悪の事態が現在進行中なのである。

この事故の特徴

かつて、日本は、原爆投下や水爆実験など「核兵器」による被害をこうむってきた。これらはいずれも、外国の行為によるものであった。しかしながら、今回の「原発事故」は、自国の政府の政策による結果である。

わが国政府は、原子力発電を「電力の安定的供給の確保」、「地球環境への適合」、「発電の効率性」などを理由として推進してきた。加えて、強調しておきたいことは、「重大な事故」の発生を懸念する声には耳を貸さず、事故の発生への対処は何ら準備してこなかったことである。原発を危険な存在として位置づけず、安全なものとしてきたのである。この「安全神話」が、重大事故への備えを怠り、事故直後の対処の不適切さをもたらしたので

ある。これが、今回の事故は巨大地震と津波と同時に発生はしているが、決して「異常に巨大な天災地変」ではなく、「人災」とされる理由である。

日本は、「神の火」（核エネルギー）によって、またも悲劇の当事者となったのである。

日本の反核法律家の立場

日本反核法律家協会は、核兵器の廃絶と原爆被爆者支援を目的として行動してきた。ここには、「原子力の平和利用」についての立場は表明されていないし、これまで、原子力発電所建設反対の行動をとってきたこともなかった。その意味では、私たちも、今回の事故については、何らの備えもしてこなかったのである。不明を恥じなければならない。

そうすると、私たちも、今後、核兵器廃絶だけではなく、「核の平和利用」についての立場を検討しなければならない。原発被ばく者の支援についても検討しなければならない。核兵器も原子力発電も、核エネルギーを使用するという点では共通である。原爆被害も原発被害も核の普遍的な力を誤って用いた結果だからである。

国際法規範の到達点

そこで、現在の法規範の到達点を確認し、その到達点が、現在と将来の人類の生存にとって必要かつ十分な地平にあるかどうかを検討してみよう。

核不拡散条約（NPT）は、「核の平和利用」（当然、原子力発電を含む）は、加盟国の「奪い得ない権利」としている（4条）。2010年のNPT再検討会議でも、このことは所与のこととされている。

また、「原子力の安全に関する条約」は、「原子力の利用が安全であり、十分に規制されており及び環境上適正であることが国際社会にとって重要であることを認識し」（前文）として、原子力の利用の安全性の確保が可能であることを前提としている。

このように、現在の国際法は、「原子力の平和利用」の権利性を承認し、その危険性のコントロールも可能であるとしているのである。

日本の法制度

日本においても、原子力の平和利用を「国策」として推進されてきた。

原子力基本法は、原子力の研究、開発、利用の推進を目的としている（1条）。

加えて、原子力発電所の建設を進めるために、さまざま財政上の措置が講じられてきた。端的に言えば、原発建設を認める自治体には、税金をふんだんに投入してきたのである。

マスコミや学校教育の現場でも、原子力は「夢のエネルギー」として、喧伝されてきた。

原子力発電について「安全神話」の流布である。そして、人々はそれを信じてきた。

また、原子力損害賠償法は存在するが、責任主体は「原子力事業者」に限定され、「異常に大規模な天災地変」の場合には、責任を免れることもありうるとなっている。

原子力発電所に反対する理由

ところで、日本にも、原子力発電所の設置や稼動に反対する理論と運動は存在している。その反対の理由は、i 核エネルギーの利用技術は未完成であること。これには、核エネルギーをコントロールする技術的困難性と、核廃棄物の処理方法が確立していないことの2点が含まれる。ii 日本は地震や津波の多いという地質学上の特徴があること。iii 人口密集地帯に近接せざるをえないという地政学的条件などが指摘されている。更に、国際的に最も関心が払われているのは、核物質の国際テロリストなどへの拡散である。

これらの危険性を整理すれば、i 核エネルギー利用そのものが持つ危険性。ii 地質学上の危険性。iii 地政学上の危険性。iv 国際政治上の危険性などとなるであろう。

危険性を排除できるか

問題は、これらの危険性を、現時点で、すべて排除できるかどうかである。人類が、核エネルギーをコントロールできていると言えるであろうか。核廃棄物処理の技術を持っているであろうか。できないからこそ、核物質の管理や核技術の拡散を恐れているのではないであろうか。また、誰が、「異常に巨大な天災地変」は起きないと断言できるであろうか。

これらの危険性を前提として、それに対する対処策の構築は可能であろうか。

また、対処策が不十分であるとして、その危険性に優先する価値あるものは存在するのだろうか。

いずれも、その答えはノーであろう。

対置されるべき価値と論理

「電力の安定的供給」、「地球環境の保全」、「発電の効率性」などのキャッチフレーズは、耳目に入りやすいものではある。しかしながら、原子力発電が、これらのキャッチフレーズと合致するかどうかは別論である。もともと、原子力発電は、これらの宣伝文句とは合致しないという議論があったこともさることながら、今回の重大な事故によって、そのいずれもが、全くの虚構であったことが白日の下に晒されたのである。

放射能で汚染された環境の中で生活することは、現在の人類も、将来の人類も不可能である。放射線の人体に対する影響については、未解明な部分も多い。その不安の中で生活することは苦痛であろう。ある日突然、それまでの日常生活を断絶させられ、「故郷に帰れない」ことは、人々に限りない絶望をもたらすであろう。人々は、恐怖と欠乏に襲われ、その生活も、生産も、自由も、幸福追求権も根こそぎ奪われているのである。これらは、法の根本にある道徳と正義に反するだけではなく、将来の人類の存在基盤をも揺るがすであろう。

結論

日本反核法律家協会は、広島・長崎の被爆者の「核兵器と人類は共存できない」という

叫びを自らの想いと重ね合わせてきた。その根底にあるのは、原爆が人々に何をもたらし、何を奪い去ったかという原爆被害の実相である。

今、私たちは、原子力発電所の事故が、人々に何をもたらし、何を奪い取っているのかという現実と直面している。

人々に必要なものは、単に見せかけの利便性ではなく、いわんや利潤の追求などではない。生命と生活と生産であり、父や母や兄弟姉妹などの家族とつながりであり、友人や地域共同体との交流と紐帯などの「普通の人生」ではないだろうか。

原爆投下と原発事故との間には、核エネルギーの利用の仕方や、もたらされる悲劇の質においても異なっている点があることは忘れてはならない。

けれども、「普通の人生」を奪われるということについては共通性を見出すことはできるであろう。圧倒的力を持つ他者によってもたらされる不幸という意味での共通性である。

国家権力や電気事業独占資本という、圧倒的に非対照の存在によって、個人の人生の基盤を奪い取られる理不尽さは、不道徳であり、不正義であり、したがって、不法とされるべきである。

このことは、「原子力の平和利用」を容認する現在の国際法および国内法規範の根本的転換の必要性を意味している。その転換の道程は決して平坦なものではないであろう。

日本反核法律家協会は、以上述べた認識に基づき、次の項目の実現のために全力を尽くすこととする。

- ① 原発被害者の財産的、非財産的被害の全面的回復
- ② 新たなヒバクシャの中長期的健康管理
- ③ 広がっている環境汚染の回復
- ④ 原発の新增設に反対する。
- ⑤ 危険性の高い炉から順次廃炉を進める計画の策定を求める。

国際反核法律家協会総会のシュチェチン宣言

2011年6月19日 シュチェチン ポーランド

IALANA 総会は、核兵器と核エネルギーのない世界を緊急に呼びかける

「核兵器と核エネルギーはダモクレスの剣の2つの刃である。われらは、核兵器の研究と改良によってダモクレスの刃の鋭利なほうを研磨してそれをいっそう危険なものにしている。この剣の鈍い刃もまた、原子炉の拡散と維持によって危険なレベルにまで研磨されつつある。剣をつるす脅威の糸は、少しずつ切り刻まれつつある。なぜなら、核保有国が増加し、インターネットで核兵器製造知識の入手が可能になり、原子炉廃棄物に由来する核兵器物質の入手が可能になり、さらにテロ組織の活動が爆弾取得を念願しているからだ。ダモクレスの剣は日々危険なものになりつつある。」

この言葉は、2011年6月18日日曜日、ポーランドのシュチェチン大学で、元国際司法裁判所次長で、ユネスコ平和教育賞受賞者であるクリストファー・ウィーラマントリ判事がおこなった講演でのキーワードであった。

ここシュチェチンでは、国際反核法律家協会（IALANA）総会が、2011年6月16日から19日まで開催された。シュチェチン大学の憲法学教授であり、IALANA の新会員であるパスクアル・ポリカストロが指導力を発揮し、また IALANA の会長であり、ハーグ国際司法裁判所元次長であるクリストファー・ウィーラマントリ判事が基調講演をおこなった。

活発な報告と討議を承けて、以下の結論に到達した。

1 核兵器のない世界を最終的に達成するという多くの敬虔な誓約にもかかわらず、核兵器に関する状況に大きな変化はなく、事故であれ、誤算であれ、企図されたものであれ、核兵器が使用される危険性はこれまでよりも増している。その結果、IALANA は、できる限り早期に核兵器全廃条約のための準備作業を開始させるため、その努力を倍増させることを決意している。

2 これに関連して、IALANA は、厳重かつ効果的な国際管理の下であらゆる点で核軍縮に至る交渉を誠実に遂行しかつ完結させるという、国際司法裁判所が全員一致で宣言した法的義務を強調する。

3 核兵器の法的側面についてのその専門知識に鑑みて、IALANA は、核兵器全廃に貢献する議論の余地のない主張を政策決定者と一般大衆に提示する比類のない資格を有する。その主張とは、2011年2月11日のバンクーバー宣言が示すように、核兵器は国際人道法に全面的に合致しないということである。

4 IALANA は、紛争解決のため国際メカニズムを利用し、武力による威嚇または武力の行使によらない安全保障を実現することを再確認する。これもまた核兵器のない世界の実現を促進するだろうからである。

5 IALANA は、フクシマの悲劇について日本のメンバーに対して弔意を表明し、日本のメンバーによる核兵器および核エネルギーの全廃の呼びかけを全面的に支持した。

6 IALANA は、核エネルギーの世界規模での廃絶を呼びけることを決定した。われわれに必要なことは、再生可能エネルギーとエネルギー生産の民主化とにむけた完全な転換である。

7 IALANA は、弁護士会と大学、法学生と青年法律家に対してメッセージを送ること、1988年以来追求してきた作業を継続すること、一般大衆に対して核兵器の全面的違法性についてのメッセージを伝えること並びにあらゆる段階での平和教育を促進することに合意した。